



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月31日(土) 号外(第15号)

目次

ページ

規 則	
○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	2
○群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)	2
○群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)	3

規 則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第四十二号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号及び第二十一条第一項第一号中「及び第五項」を、「第五項及び第八項」に改める。

第五十条の表第六十九号様式の項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十三項」に改め、同表第七十一号様式の項から第七十四号様式の項までの規定中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十二項」に、「第七十二条の二十五第五項」を「第七十二条の二十五第十七項」に改め、同表第八十一号の二様式の項中「第八十三条第九項」を「第八十三条第十一項」に改め、同表第二百二十三号の二様式の項中「ペイジー納税者用」を「ペイジー及びクレジットカード納税者用」に改める。

第九号様式(第九号様式の個人の事業税領収書の裏面)中「及びPay-easy(ペイジー)」を「、Pay-easy(ペイジー)及びクレジットカード」に改め、同様式(第九号様式の個人の事業税領収書の裏面)中「、伊勢崎市」及び「にあつては赤堀支所、あずま支所及び境支所」を削る。

第十号様式(第十号様式の不動産取得税領収書の裏面)中「及びPay-easy(ペイジー)」を「、Pay-easy(ペイジー)及びクレジットカード」に改め、同様式(第十号様式の不動産取得税領収書の裏面)中「、伊勢崎市」及び「にあつては赤堀支所、あずま支所及び境支所」を削る。

第十一号様式(第十一号様式の自動車税納付書の裏面)中「及びPay-easy(ペイジー)」を「、Pay-easy(ペイジー)及びクレジットカード」に改め、同様式(第十一号様式の自動車税納付書の裏面)中「、伊勢崎市」及び「にあつては赤堀支所、あずま支所及び境支所」を削る。

第十六号の二様式(第十六号の二様式の個人の事業税領収書の裏面)中「及びPay-easy(ペイジー)」を「、Pay-easy(ペイジー)及びクレジットカード」に改め、同様式(第十六号の二様式の個人の事業税領収書の裏面)中「、伊勢崎市」及び「にあつては赤堀支所、あずま支所及び境支所」を削る。

第十六号の五様式(第十六号の五様式の自動車税領収書の裏面)及び第十六号の七様式(第十六号の七様式の自動車税領収書の裏面)中「及びPay-easy(ペイジー)」を「、Pay-easy(ペイジー)及びクレジットカード」に改める。

第六十九号様式中「第53条第41項」を「第53条第43項」に改める。
第七十三号様式中「第53条第40項」を「第53条第42項」に改める。
第七十七号様式中「第73条の2第2項」の次に「又は第3項」を加える。
第八十号様式表中「第84条第1項」の次に「(第83条第1項第1号又は第2項第1号関係)」を加え、「第86条の2第2項」を「第84条第1項(第83条第3項関係)又は第86条の2第2項」に改める。

Table with 2 columns: 家屋番号, 新築年月日

Table with 2 columns: 新築年月日, 取得(予定)年月日

「第20条第5項」の次に「又は第8項」を加える。
第八十一号の二様式中「第83条第4項」を「第83条第5項」に、「第83条第9項」を「第83条第11項」に改める。
第八十二号様式中「在任在籍向上改修(在任の譲渡)」を「(在任)在任在籍向上改修(在任の譲渡)」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第五十条の表第二百二十三号の二様式の項の改正規定並びに第九号様式(第九号様式の個人の事業税納付書領収書の裏面)、第十号様式(第十号様式の不動産取得税納付書領収書の裏面)、第十一号様式(第十一号様式の自動車税納付書領収書の裏面)、第十六号の二様式(第十六号の二様式の個人の事業税領収書の裏面)、第十六号の五様式(第十六号の五様式の自動車税領収書の裏面)及び第十六号の七様式(第十六号の七様式の自動車税領収書の裏面)の改正規定は同年五月一日から、第五十条の表第七十一号様式の項から第七十四号様式の項までの改正規定(「第七十二条の二十五第五項」を「第七十二条の二十五第十七項」に改める部分に限る。)は平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県条例施行規則の規定により発せられ、又は提出されている通知書等は、改正後の同規則の相当規定により発せられ、又は提出されたものとみなす。

3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十一日

群馬県規則第四十三号

群馬県知事 大澤 正明

群馬県農村地域工業等導入地区における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県農村地域工業等導入地区における県税の特例に関する条例施行規則(昭和四十七年群馬県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

群馬県過疎地域自立促進のための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第四十四号

群馬県過疎地域自立促進のための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県過疎地域自立促進のための県税の特例に関する条例施行規則(平成十二年群馬県規則第一百号)の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
